

六 12

彙 編

7.29.15

厚 生 省 號 欄		合 議 先 番		送 月 日	
第 一 號	第 一 號	第 一 號	第 一 號	第 一 號	第 一 號
送 受	送 受	送 受	送 受	送 受	送 受
月 月	月 月	月 月	月 月	月 月	月 月
日 日	日 日	日 日	日 日	日 日	日 日

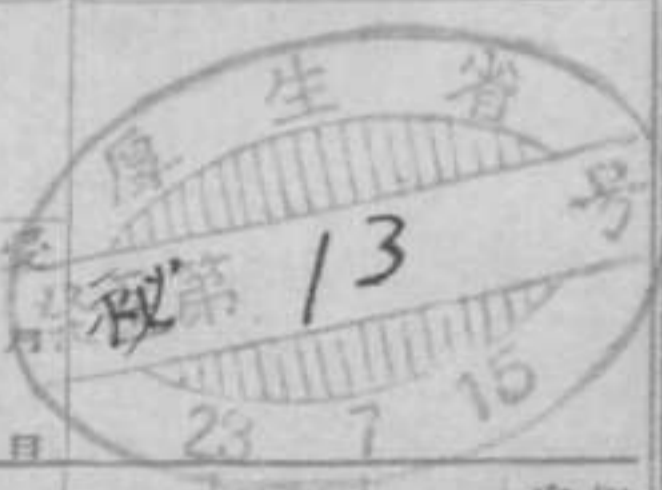
起 案	昭 和 三 年 七 月 一 日
受 局 付 課	主 査
行 施	八 月 十 三 日
日 覽	
月 日	

大臣 次官 局長

事務次官 秘書長 総務課長 企画課長

同

不之光明寮分理規程及び寮事務職務規程
を別紙のとおり制定する。 つかば。



甲乙ノ種類

判決

七月十九日

合 校



行 施

八月十三日



主 査

日 覽

月 日

めくれず

○官廳事項
①国立光明寮分課規程制定 国立光明寮分課規程を次のように定め、七月十五日からこれを施行した。
第一條 国立光明寮分課規程
第二條 国立光明寮に左の二課を置く。
庶務課
教務課

(庶務課)
第二條 庶務課においては左の事務を掌る。
一 人事に関する事務を行うこと。
二 官印の管守に関する事務を行うこと。
三 文書の收受、発送、編纂及び保存に関する事務を行うこと。
四 経費及び收入の予算、決算並びに会計に関する事務を行うこと。
五 寮内の取締に関する事務を行うこと。
六 諸報告に関する事務を行うこと。
七 その他教務課の主管に属しない事務を行うこと。
(教務課)
第三條 教務課においては左の事務を掌る。
一 寮生の入退寮に関する事務を行うこと。
二 寮生の生活指導に関する事務を行うこと。
三 寮生の教育に関する事務を行うこと。
四 寮生の職業指導に関する事務を行うこと。
五 寮生の厚生指導に関する事務を行うこと。
六 寮生の退寮後における指導に関する事務を行うこと。

訓令 第一
国立光明寮分課第三八号

国立光明寮
教務課長 藤田

国立光明寮分課規程を次のように定める。

右訓令をす。

昭和七年七月十五日

大臣

国立光明寮分課規程

第一條 国立光明寮に左の二課を置く。

↑ 庶務課

↑ 教務課

第二條 庶務課においては左の事務を行うこと。

↑ 一、人事に関する事務を行うこと。

↑ 二、官印の保管に関する事務を行うこと。

↑ 三、文書の接受發送、編集及び保存に関する事務を行うこと。

↑ 四、経費及び収入の予算、決算並びに会計に関する事務を行うこと。

↑ 五、寮生の食事その他給與に関する事務を行うこと。

↑ 六、寮内の取締に関する事務を行うこと。

↑ 七、諸報告に関する事務を行うこと。

↑ 八、その他教務課の主管に属しない事務を行うこと。

↑ 厚生省

第三條 教務課においては左の事務を行うこと。

↑ 一、寮生の入退寮に関する事務を行うこと。

↑ 二、寮生の生活指導に関する事務を行うこと。

↑ 三、寮生の教育に関する事務を行うこと。

↑ 四、寮生の職業指導に関する事務を行うこと。

↑ 五、寮生の厚生指導に関する事務を行うこと。

↑ 六、寮生の退寮後における補導に関する事務を行うこと。

めくれず

彙報

官庁事務

昭和三年八月拾五日

官報登載
八月十五日

◎不之光明魯分深規程
不之光明魯分深規程を次りように
定め、七月十五日から、ふも施行しむ。

(本文は訓令案に合じ)

裏面白紙

裏面白紙

訓令
皇令二
厚生省訓第一九号

厚生省訓第一九号

至之光明寮の職務規程を次より定めしむ。

右訓令す。

昭和十七年七月十五日

大臣

厚生省

国立光明寮長職務規程

第一條 寮長は寮務を掌理し、所属職員を監督する。

第二條 寮長は、所属職員^{三級官吏}の進退賞罰を厚任大臣に具申する。

第三條 左の事項は、寮長の専らこれを行^行う。

一 職員^{三級官吏}の職務擔任に関すること。

二 雇員及び傭人の進退給與に関すること。

三 職員の内國出張に関すること。

四 職員^{三級官吏}の除服出仕及び請假に関すること。

第四條 寮長は、時に規定するものを除き、左記事項については、これを厚任大臣に報告すること。

即日報告するもの

一 寮生^{三級官吏}の入退寮に関すること。

厚生省

二 寮生の傳染病に関すること。

三 寮生の死亡に関すること。

毎月五日まで報告するもの

一 前月中における寮生の異動の状況。

毎年六月末日まで報告するもの

一 前年度における寮生の異動統計に関すること。

二 前年度における寮生の操行、學業及^{三級官吏}異修成績に関すること。

三 前年度における寮生の衛生に関すること。

三 前年度における寮生の衛生に関すること。

社秘第六三號

昭和二十三年七月十四日

社 會 局

長



厚生大臣官房秘書課長 殿

国立光明寮分課規程及び寮長職務規程
制定に關する件

国立光明寮設置法施行に伴い法第五條の規定により国立光明寮分課規程及び寮長の職務規程別紙の通り制定方御取計い願いたい。

厚生省訓第三五七号

秘書課長殿

厚生省文書取扱規程の一部を次のように改正する。
右訓令する。

昭和二十三年七月十五日

厚生大臣 竹田 信



第四條、第七條、第九條、第十條及び第二十四條中「引揚投履院」を「引揚投履部」に改める。

第四十條第一項中「主務局（引揚投履院ヲ含ム）」を「主務局（引揚投履部ヲ含ム）」に改める。

一九

別記第一号中「内務省 内」を「逓信部 逓」に、「司法省 司」を「法務部 法」に、「貴族院 貴」を「参議院 参」に、「引揚投履院 投」を「引揚投履部 投」に改め、「労働省 勞」の次に「建設省 建」を、「金融検査院 檢」の次に「國家警察本部 警」を加え、「行政裁判所 行」、「樺太廳 樺」及び「沖繩縣 沖」を削る。

別記第二号中「逓信部 逓」の間に「郵審部 郵」を、「予防局 予」の次に「労働局 勞」を加え、「公衆保健局 健」を「公衆衛生局 衛」に改め、「復員局 復」を削る。